公益社団法人 日本社会福祉士会 2023年度臨時総会(第2回)

議案資料集



2024年3月16日(土) (13:00~16:00)

東京都千代田区平河町 ホテル ルポール麹町

JACSW 公益社団法人 日本社会福祉士会

2023年度 臨 時 総 会 (第2回) 議案資料集目次

Ι	議案 第1号議案	役員報酬規則の一部改正
Π	43 4HO: 3- 5	[第四期中期計画 ·······10
Ш	理事会報	84
	第1号報告	2024 年度事業計画
		2024 年度収支予算26
		令和6年能登半島地震について33
	※第3号報	告につきましては、総会当日に資料配付します。
IV	 事務連 終	}
	第1号事務連	[絡 規程類改正 ······34
	第2号事務連	第32回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(栃木大会)
	第3号事務連	第 33 回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(島根大会)
	第4号事務連	2絡 その他
	※第2号及	び第3号事務連絡につきましては、総会当日に口頭報告いたします。
	※第4号事	務連絡につきましては、総会当日に資料配付します。
v	資料	
•		E要行事予定表 ······40

公益社団法人 日本社会福祉士会 2023年度臨時総会(第2回)

第1号議案 役員報酬規則の一部改正

JACSW

公益社団法人日本社会福祉士会役員報酬規則の一部改正について

1. 改正の提案理由

(1) 非常勤理事の年間報酬総額の変更について

理事及び監事の理事会出席等に対して役員報酬規則第4条第3項において「非常勤役員に対しては、 報酬として以下の金額を支払うことができる」としています。

この役員報酬は、「総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内としなければならない」とされており、報酬総額の上限は規則の別紙に定められています。現行規則に定めるとおりに非常勤理事及び監事に報酬の支払いをした場合、別紙に定める報酬総額の上限を超え、支払いができなくなるという課題があります。

なお、支払いについては、規定されたとおりに支払いをするか、しないかのいずれかに限られており、1回の金額、1日の金額を変える場合にも規則改正が必要となります。

2023年度現在、支払いをしているのは、次の3点です。

- ① 外部監事への「(1)理事会の出席1回につき10,000円」
- ② 監事への「(2)各事業年度における監事監査の実施1回につき30,000円」
- ③ 外部監事への「(3)前2号以外に法人の職務執行を行った場合1日につき30,000円」としての総会出席。

今後、役員報酬の支払いをする場合、適切な支払いが可能となるよう、次のとおり上限額の変更を 提案します。

(2) 委任規定の新設

現行の役員報酬規則の規定では、「1回につき」「1日につき」という支払い基準はあるものの、総会と理事会が同日に行われる場合や、会議の一部出席等の場合の支払いについての定めがありません。 このような運用に関わる事項は、規程で定められるよう委任規定を新設することを提案します。

2. 改正案

(1) 非常勤理事の年間報酬総額の変更について

別紙中、非常勤理事の年間報酬総額「2,000,000円までの範囲内」を「3,000,000円までの範囲内」 に、監事の年間報酬総額「200,000円までの範囲内」を「600,000円までの範囲内」に変更する。

(2) 委任規定の新設

第7条の改廃規定を第8条に繰り下げ、第7条として次の条を追加する。 (委任)

第7条 この規則の施行に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

【現在の規則を適用した場合の支払額】

- (1) 非常勤理事の報酬の支払いについて
 - ・ 理事1名分の合計額 120,000円 (理事会12回) +60,000円 (総会2回) =180,000円
 - 理事13名分 180,000円×13名=2,340,000円
 - ・ 非常勤理事の年間報酬総額は、2,000,000円までの範囲内としているので、全理事が全回出席 すると上限を超える。
 - ・ 上記では、臨時理事会、3月臨時総会以外の臨時総会の開催を想定していないが、近年、臨時 理事会及び臨時総会の開催がなされる年が多い。

(2) 監事の年間報酬の支払いについて

- ・ 監事1名分の合計額 120,000円+30,000円+60,000円=210,000円
- · 監事2名分 210,000円×2名=420,000円
- ・ 監事の年間報酬総額は、200,000円までの範囲内としているので、1名に支払うだけで上限を 超える。
- ・ 上記では、臨時理事会、3月臨時総会以外の臨時総会の開催を想定していないが、近年、臨時 理事会及び臨時総会の開催がなされる年が多い。

【提案額の算出根拠】

- (1) 非常勤理事の報酬の支払いについて
 - ・ 理事1名分の合計額 200,000円

内訳

100,000円 (理事会10回) ※総会と同日開催は総会のみ支払いとした場合

60,000円 (定時総会・臨時総会1回の計2回)

10,000円 (総会とは別日の追加の臨時理事会1回)

30,000円 (追加の臨時総会)

- 理事13名分 200,000円×13名=2,600,000円
- ・ 予備として 400,000円

(2) 監事の年間報酬の支払いについて

・ 監事1名分の合計額 230,000円

内訳

100,000円 (理事会10回) ※総会と同日開催は総会のみ支払いとした場合

60,000円 (定時総会・臨時総会1回の計2回)

30,000円 (監事監査)

10,000円(総会とは別日の追加の臨時理事会1回)

30,000円 (追加の臨時総会)

- · 監事2名分 230,000円×2名=460,000円
- ・ 予備として 140,000円

【参考】理事会で別に定める規程に盛り込む事項(例)

役員としての職務執行が同日に2以上ある場合の報酬は、報酬額が高い方の支払のみとする。 理事会及び総会の出席報酬については、会議の1/2以上参加している場合に支払う。 改正案

現 行

公益社団法人日本社会福祉士会役員報酬規則

組織・運営 規則第9号 2013年3月16日制定 最終改正 2024年3月16日

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本社会福祉士会(以下「本会」という。)の役員への報酬等に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(役員の範囲)

第2条 この規則において「役員」とは、理事及び 監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この規則において「報酬等」とは、役員と しての職務執行による対価として支払う報酬及 び役員賞与をいう。

(報酬額の決定)

- 第4条 常勤理事の報酬は、月625,000円を上限と し、理事会で決定する。
- 2 常勤理事に対しては、前項のほか以下の各号の 金額を上限として理事会で決定した額を役員賞 与として支給することができる。
 - (1)6月賞与として月額報酬の2か月分
 - (2) 12月賞与として月額報酬の2か月分
- **3** 非常勤役員に対しては、報酬として以下の金額を支払うことができる。
 - (1) 理事会の出席1回につき10,000円
 - (2) 各事業年度における監事監査の実施1回に つき30,000円
 - (3) 前2号以外に法人の職務執行を行った場合、 1日につき30,000円
- 4 前3項の報酬の総額は、理事及び監事のそれぞれについて総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内としなければならない。

公益社団法人日本社会福祉士会 役員報酬規則

組織·運営 規則第9号 2013年3月16日制定

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本社会福祉士会(以下「本会」という。)の役員への報酬等に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(役員の範囲)

第2条 この規則において「役員」とは、理事及び 監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この規則において「報酬等」とは、役員としての職務執行による対価として支払う報酬及び役員賞与をいう。

(報酬額の決定)

- 第4条 常勤理事の報酬は、月625,000円を上限と し、理事会で決定する。
- 2 常勤理事に対しては、前項のほか以下の各号の 金額を上限として理事会で決定した額を役員賞 与として支給することができる。
 - (1)6月賞与として月額報酬の2か月分
 - (2) 12月賞与として月額報酬の2か月分
- **3** 非常勤役員に対しては、報酬として以下の金額を支払うことができる。
 - (1) 理事会の出席1回につき10,000円
 - (2) 各事業年度における監事監査の実施1回に つき30,000円
 - (3) 前2号以外に法人の職務執行を行った場合、 1日につき30,000円
- 4 前3項の報酬の総額は、理事及び監事のそれぞれについて総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内としなければならない。

改正案

(支払方法)

- 第5条 常勤理事の月額報酬は、毎月20日に振込により支払う。当日が土曜日又は休日の場合は、その前日に繰り上げるものとする。
- 2 常勤理事の役員賞与は、毎年6月15日と12月15日に振込により支払う。当日が土曜日又は休日の場合は、その前日に繰り上げるものとする。
- 3 非常勤役員に対する報酬については、職務執行 の都度、遅滞なく通貨又は振込により支払うもの とする。
- 4 支払われる報酬等から所得税及び社会保険料 などを控除する。

(通勤手当)

第6条 常勤役員へは通勤手当を支給する。

2 通勤手当の支給内容・方法等については、本会 職員の給与に関する規程第12条に規定する内容 に準じるものとする。

(委任)

第7条 この規則の施行に関して必要な事項は、理 事会において別に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附則

- 1 2013年3月16日制定
- 2 この規則は、一般社団法人及び一般財団 法人に関する法律及び公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法律の施 行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第106条第1項に定める公益法人の設立の 登記の日から施行する。(2014年4月1日)

附 則 (2024年3月16日)

この規則は、2024年4月1から施行する。

現 行

(支払方法)

- 第5条 常勤理事の月額報酬は、毎月20日に振込により支払う。当日が土曜日又は休日の場合は、その前日に繰り上げるものとする。
- 2 常勤理事の役員賞与は、毎年6月15日と12月15日に振込により支払う。当日が土曜日又は休日の場合は、その前日に繰り上げるものとする。
- 3 非常勤役員に対する報酬については、職務執行 の都度、遅滞なく通貨又は振込により支払うもの とする。
- 4 支払われる報酬等から所得税及び社会保険料 などを控除する。

(诵勤手当)

第6条 常勤役員へは通勤手当を支給する。

2 通勤手当の支給内容・方法等については、本会 職員の給与に関する規程第12条に規定する内容 に準じるものとする。

[新設]

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附則

- 1 2013年3月16日制定
- 2 この規則は、一般社団法人及び一般財団 法人に関する法律及び公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法律の施 行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第106条第1項に定める公益法人の設立の 登記の日から施行する。(2014年4月1日)

改正案	現 行
(別 紙)	(別 紙)
理事及び監事の年間役員報酬総額	理事及び監事の年間役員報酬総額
○年間報酬総額	 〇年間報酬総額
1 常勤理事の年間報酬総額	1 常勤理事の年間報酬総額
10,000,000 円までの範囲内	10,000,000円までの範囲内
(注)役員報酬規則第4条第1項及び第2項第1号、	(注)役員報酬規則第4条第1項及び第2項第1号、
第2号の上限の範囲内	第2号の上限の範囲内
カム グップエコペック車D/DTド1	分2 クップ工所の大型の四ド j
2 非常勤理事の年間報酬総額	2 非常勤理事の年間報酬総額
3,000,000 円までの範囲内	2,000,000円までの範囲内
<u>3,000,000 円</u> よ (V)単凹四ドリ	<u>2,000,000 「</u> よくV/単D/四ド)
3 監事の年間報酬総額	3 監事の年間報酬総額
<u>600,000円</u> までの範囲内	<u>200,000円</u> までの範囲内
2014年度時份会(2015年2月14日) 司油	2014年度時時%会(2015年2月14日) 豆油
2014年度臨時総会(2015年3月14日)可決	2014年度臨時総会(2015年3月14日)可決
<u>2023年度臨時総会(2024年3月16日)可決</u>	

公益社団法人日本社会福祉士会 役員報酬規則(改正後全文)

組織・運営 規則第9号 2013年3月16日制定 最終改正 2024年3月16日

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人日本社会福祉士会(以下「本会」という。)の役員への報酬 等に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(役員の範囲)

第2条 この規則において「役員」とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 この規則において「報酬等」とは、役員としての職務執行による対価として支払う報酬 及び役員賞与をいう。

(報酬額の決定)

- 第4条 常勤理事の報酬は、月625,000円を上限とし、理事会で決定する。
- 2 常勤理事に対しては、前項のほか以下の各号の金額を上限として理事会で決定した額を役員 賞与として支給することができる。
 - (1)6月賞与として月額報酬の2か月分
 - (2) 12月賞与として月額報酬の2か月分
- 3 非常勤役員に対しては、報酬として以下の金額を支払うことができる。
 - (1) 理事会の出席1回につき10,000円
 - (2) 各事業年度における監事監査の実施1回につき30,000円
 - (3) 前2号以外に法人の職務執行を行った場合、1日につき30,000円
- **4** 前3項の報酬の総額は、理事及び監事のそれぞれについて総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内としなければならない。

(支払方法)

- 第5条 常勤理事の月額報酬は、毎月20日に振込により支払う。当日が土曜日又は休日の場合は、 その前日に繰り上げるものとする。
- 2 常勤理事の役員賞与は、毎年6月15日と12月15日に振込により支払う。当日が土曜日又は休日 の場合は、その前日に繰り上げるものとする。
- 3 非常勤役員に対する報酬については、職務執行の都度、遅滞なく通貨又は振込により支払う ものとする。
- 4 支払われる報酬等から所得税及び社会保険料などを控除する。

(通勤手当)

- 第6条 常勤役員へは通勤手当を支給する。
- 2 通勤手当の支給内容・方法等については、本会職員の給与に関する規程第12条に規定する内

容に準じるものとする。

(委任)

第7条 この規則の施行に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、総会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 2013年3月16日制定
- 2 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。(2014年4月1日)

附 則 (2024年3月16日)

この規則は、2024年4月1から施行する。

理事及び監事の年間役員報酬総額

〇年間報酬総額

1 常勤理事の年間報酬総額 10,000,000 円までの範囲内(注)役員報酬規則第4条第1項及び第2項第1号、第2号の上限の範囲内

2 非常勤理事の年間報酬総額 <u>3,000,000 円</u>までの範囲内

3 監事の年間報酬総額 <u>600,000 円</u>までの範囲内

2014年度臨時総会(2015年3月14日)可決 2023年度臨時総会(2024年3月16日)可決

公益社団法人 日本社会福祉士会 2023年度臨時総会(第2回)

第1号承認 第四期中期計画

JACSW

第四期中期計画(2024~2028年度)

私たちは、共生社会の創造をビジョンとして掲げ、社会的使命をもって、社会変革と社会開発、社会的結束及び人々のエンパワメントと解放を促進します。私たちは、社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理を改めて自覚するとともに、地域に生きる多様な人々の人権を尊重したインクルーシブな地域共生社会の実現を目指し、人々の「生きる」を支えます。

第四期中期計画(2024~2028年度)では、SDGs(Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標))を踏まえつつ、地域共生社会の実現のために、ソーシャルワークの機能を発揮して、社会課題解決に向けた取組を推進します。その一翼を担えるよう、社会福祉士の任用を拡大し実質的な業務独占を目指します。



ソーシャルワークの推進

- ●情報収集力、政策提言等発信力の強化
- ●権利擁護活動の強化
- ●地域共生社会の実現に向けた 活動の推進

活動基盤の強化

- ●日本と県士会の組織目標・指 向性の共有
- ●財政の健全化・安定化
- ●県士会の組織強化支援 (会員数50,000人)
- ●実質的な業務独占の獲得
- ●ソーシャルワーカー関係団体 等との連携強化
- ●災害時における支援・受援体制の確保
- ●DX化の推進

専門性の向上

- ●生涯研修制度の充実
- ●実践研究力の向上
- ●認定社会福祉士制度の普及・ 推進



公益社団法人日本社会福祉士会

Japanese Association of Certified Social Workers

	県士会からの意見等	〇エビデンスに基づく、社会福祉士の実践の見える化 〇政治的アプローチの必要性の手順の確立、周知 〇広報活動の強化(ブランディング、SNS活用を含む)	○虐待対応専門職チームと成年後見利用促進担当者間の連携 ○市町村において中核機関の機能を果たす部門への (経験のある) 社会福祉上の配置促進 ○意思決定支援の普遍化 ○従前の参与員の役割機能の拡充	○重層的支援体制整備事業等における社会福祉士の配置状況 の実態把握 ○障害者福祉の課題に対応するための体制強化
	事業項目	■調査研究費の確保に向けた情報収集・関係構築 ■調査研究と政策提言が持続的に可能な体制の確立 (政策実践研究員の採用) ■議員連盟等と連携しながら、政治的アプローチを行う。 ■ブランディング戦略の検討 ■ランディング戦略の検討 ■会報、ホームページ、SNS 発言等の検討 ■エビデンスに基づく、社会福祉士の実践の見える化	■虐待対応専門職于一ムと成年後見制度利用促進担当者間における有機的な連携体制の推進 ■都道府県・市町村等における虐待対応力の向上と体制整備の促進及 び自治体支援のための人材育成と県土会支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	■重層的支援体制整備事業等における社会福祉士の配置状況の調査■県土会における行政計画や審議会への参画状況の調査■全国研究集会等を通じた、行政所管課との連携強化■障害者福祉の課題に対応するための体制強化
1	5年後の目標	①社会福祉の動向をとらえた積極的な情報発害・意見表明の実施(シンクタンク 機能の構築) 後能の構築) ②政治的アプローチ、政策提言の活性化 ③広報活動の強化	①権利擁護支援のための地域連携体制に 資する人材の養成と実践の促進 ②地域連携体制に資するための仕組みづ くり	①地域共生社会の実現に資する体制構築を推進するソーシャルワークの機能の 発揮
基本指針	内容	1 情報収集力、政 策提言等発信力 の強化	2 権利擁護活動の 強化	3 地域共生社会の 実現に向けた活 動の推進
	分類		I ソーシャルワークの推進	

国十全からの音目等	ポー <u>エ</u> がつりがあります	O倫理綱領・行動規範に関する研修の充実・強化 O独立型社会福祉士の位置づけの整理	OD×化、ペーパーレスの描進	○入会促進キャンペーンの効果検証 ○各県士会での取組実践の共有	〇社会福祉士の配置の促進 〇エビデンスに基づく、社会福祉士の実践の見える化 8	○日本医療ソーシャルワーカー協会との連携強化・統合に向けた取組 と取組 ○日本ソーシャルワークセンターとの連携 (認定資格: こども家庭ソーシャルワーカーの事業への協力)	〇調査研究事業、連絡会等を通じた連携の推進	〇BCPの総続検討 〇災害支援におけるDMAIの関係整理 〇災害支援における支援・受援体制の検討 〇災害対応ガイドラインの見直し	OD×化の推進
日旦秦軍	ተጽ'አበ	■日本と県士会の連携の在り方の検討 ■小規模な県士会への支援についての検討 ■不祥事案への対応と発生予防 ■倫理綱領・行動規範に関する研修の充実・強化 ■独立型社会福祉士の位置づけの整理	■新たな収入源確保 ・寄付金控除活用、新規賛助会員、他 ・寄付金控除活用、新規賛助会員、他 ■継続的な経費節減 ・ペーパーレスの推進を含む	■県士会会員入会促進策の検討 ■退会抑制策の検討・実施 ■入会促進キャンペーンの効果検証 事務局職員研修、代表者会議の実施 ■災害支援、研修等における広域連携の推進 毎得土会における成域連携の推進	■実態調査、研究事業等に基づく政策提言■エビデンスに基づく、社会福祉士の実践の見える化(重層的支援体制整備事業、社協、福祉事務所、介護保険施設の相談員等、第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づく事業に関する実態調査、等)	■共同事業の実施 ■日本医療ソーシャルワーカー協会との連携強化・統合に向けた取組 ■日本ソーシャルワークセンターとの連携	■調査研究事業、連絡会等を通じた連携 ■共同事業の実施	■事業継続計画(BOP)のブラッシュアップ ■災害対応ガイドラインの見直し ■災害支援における DWAT との関係整理	■キャッシュレス決裁等の検討 ■事務局業務へのクラウドサービス等の導入
5 在後の日煙	0 十 後の 日本	①連合体としての体制の強化 ②倫理綱領・行動規範の普及啓発と定着	①財源と事業の均衡状態の確立	①県土会の事務局体制の強化 ②会員数増加(5万人に) ③ブロック等県土会間連携の推進	①社会福祉士配置の促進	①ソーシャルワーカー関係団体との連携強化・統合	②ソーシャルワーカー関係団体以外との 連携強化 (全社協、分野別団体、司法関 係、他)	①災害時における業務継続体制の確保 ②災害時における支援・受援体制の構築	①研修システムの効率化 ②事務局業務の効率化
基本指針	内容	1 日本と県士会の 組織目標・指向 性の共有	2 財政の健全化及 び安定化の確立	3 県士会の組織強 化支援	4 実質的な業務独 占の獲得	5 関係団体との連	1757HIC	6 災害時における 支援・受援体制 の確保	7 D×化の推進
	分類			Ħ	活動基盤の強化				

第四期中期計画 (2024~2028 年度)

	少 類 小 類	基本指針内容	- 5 年後の目標 ①生涯研修制度をよりわかりやすく伝え	研修のオ	県士会からの意見等〇研修のオンライン化の推進
		1 生涯研修制度 の充実	る ②基礎研修プログラムの内容充実 ③8-ラーニングの拡充(25本作成) ④認定社会福祉士制度と生涯研修制度の 連動性の強化	e-Jーニン ■基礎研修フ	〇基礎研修プログラム・テキストの改訂等
		2 実践研究力の 向上	①学会発表・論文投稿を通じた実践研究力の向上	■学会発表、論文投稿しやすい仕組みの検討事畜体制の見直し	〇実践研究力の向上
-14		3 認定社会福祉士 制度の普及・推 進	①認定社会福祉士制度の普及・推進 ②スーパービジョン体制の強化 :	■認定社会福祉士の普及・推進にむけた機構への働きかけ (新ルートの検討、更新の簡素化、等)■認定社会福祉士に関するわかりやすい広報ツールの検討■スーパービジョン実施体制の強化(グループスーパービジョン含む)	〇認定社会福祉士のハードルの高さ、動機付け、メリット、わかりにくさ し基礎研修修了者が、成年後見人材研修受講に留まってしまい、認定社会福祉土の申請まで到達しない
	<u>%</u> П本 /	社会福祉士会を	※日本社会福祉士会を「日本」・都道府県社会福祉士会を「県士会」と	県士会」として略しています。	

公益社団法人 日本社会福祉士会 2023年度臨時総会(第2回)

第 1 号報告 2 0 2 4 年度事業計画

JACSW

2024年度事業計画

これからの地域共生社会を担う社会福祉士としての挑戦

1 基本指針

共生社会の創造をビジョンとして掲げ、社会的使命をもって、社会変革と社会開発、 社会的結束及び人々のエンパワメントと解放を促進する。

私たちは、社会正義、人権、集団的責任、及び多様性尊重の諸原理を改めて自覚するとともに、高齢者・障がい者・児童等の地域の人々の人権を尊重したインクルーシブな地域共生社会の実現を目指し、人びとの「生きる」を支える。

第四期中期計画(2024~2028 年度)では、地域共生社会の実現のためにソーシャルワーク機能を発揮できる体制づくりを推進すること、そのための手段として社会福祉士の任用を拡大し実質的な業務独占を図ることとした。本会は、第四期中期計画に掲げた次の基本指針に則り、事業を展開する。

- (1) ソーシャルワークの推進
- (2)活動基盤の強化
- (3) 専門性の向上
- (4) 令和6年能登半島地震に対する支援

2 事業方針

基本指針に基づき、次の事業を展開する。

(1) ソーシャルワークの推進

- ①情報収集力、政策提言等発信力の強化
 - ア ソーシャルワーク実践の見える化に向けた体制整備を検討する。
 - イ シンクタンク機能を担える人材を採用するとともに、機能充実に向けた検討を 行う。
 - ウ 広報活動を強化し、戦略的な取り組みを推進する。
 - エ 「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」への働きかけを強化する。
 - オ 子ども家庭福祉分野の資格の在り方について政策提言を行う。
 - カ 在留資格を有しない外国人を対象とした実態調査を行う。
 - キ 国連の障害者権利条約に関する委員会の総括所見に関する情報収集、政策提言 に向けた準備を行う。

②権利擁護活動の強化

- ア 意思決定支援の普遍化に向けて、国研修への関与、及び都道府県社会福祉士会 が行う研修の支援を行う。
- イ 都道府県社会福祉士会が実施する成年後見に係る研修や高齢者虐待対応に係る 研修を支援する。
- ウ 成年後見制度利用促進に関する情報提供や都道府県社会福祉士会の取り組みを 支援する。
- エ 未成年後見人への支援を行う。
- オ 正会員における虐待防止をはじめとした権利擁護支援の取り組み事例を収集する。

- ③地域共生社会の実現に資する体制構築の推進
 - ア 市町村における包括的な相談支援体制(重層的支援体制整備事業等)推進に向けた取り組みを推進する。
 - イ 貧困問題の解決に向けて、生活困窮状態にある者の生存権保障の実現とその権 利擁護に関わる情報収集活動や国等への政策提言活動を行う。
- ④世界に向けた発信力強化
 - ア 日本ソーシャルワーカー連盟における国際プロジェクト事業を継続する。
 - イ 国際ソーシャルワーカー連盟総会及び世界会議へ参画する。

(2)活動基盤の強化

- ①日本社会福祉士会と都道府県社会福祉士会の組織目標・指向性の共有 ア 改定した倫理綱領及び行動規範の周知に向けた取り組みを推進する。
- ②財政の健全化、安定化の確立及び都道府県社会福祉士会の組織強化支援
 - ア 「財政基盤の確保及び事務局体制の強化に向けた提案書」に基づく取り組みを 推進する。
 - イ 入会促進キャンペーンの検証及び入会促進・退会抑制の検討
 - ウ 資料のペーパーレス化及び会議等のオンライン化を推進する。
 - エ 正会員に対する活動助成による都道府県社会福祉士会の支援
- ③実質的な業務独占の獲得
 - ア 包括的な相談支援体制構築における社会福祉士の配置拡大に向けた検討を行う。
 - イ 市町村において中核機関の機能を果たす部門への社会福祉士の配置促進
 - ウ スクールソーシャルワーカーや司法分野で実践する社会福祉士への支援を進める。
 - エ 「地域共生社会推進に向けての福祉専門職支援議員連盟」への働きかけを強化 する。(再掲)
 - オ ソーシャルワーカー関連団体、養成団体と協力して、子ども家庭福祉分野の資格の講習の認定、登録等を行う組織の運営に協力する。
- ④関係団体との連携強化
 - ア ソーシャルワーカー関係団体との連携強化・統合に向けた活動を継続し推進する。
 - イ 日本医療ソーシャルワーカー協会と事務所移転についての検討を進める。
- ⑤不測の事態における対応の強化
 - ア 都道府県社会福祉士会の災害担当者による全国会議を行う。
 - イ 本会の事業継続計画 (BCP) のブラッシュアップを行う。
- ⑥全国大会・社会福祉士学会の開催に向けた支援

(3) 専門性の向上

- ①実践能力の向上
 - ア 改定された倫理綱領・行動規範に関する講師養成研修等、都道府県社会福祉士 会での実施に向けた体制整備を行う。
 - イ 生活困窮者支援及びリーガル・ソーシャルワークに関する実践力向上のための 研修の都道府県社会福祉士会での実施に向けた体制整備を行う。
 - ウ 社会福祉士養成カリキュラムの改正を踏まえた現任者研修の実施や実習指導者 講習会講師養成研修のプログラム見直しを行う。

エ 各専門領域の研修会、全国実践研究集会等を実施する。

②生涯研修制度の充実

- ア研修のオンライン化を進める。
- イ 全国生涯研修委員会議や生涯研修センター協議会等を通して、都道府県社会福祉士会と情報や課題の共有、課題解決に向けた意見交換を行う。
- ウ 子ども家庭福祉分野の資格に関する「子ども家庭福祉指定研修(100 時間程度)」 に対応する研修について、日本ソーシャルワーカー連盟の構成団体、社会福祉 士養成団体とともに検討を行う。

③専門的力量の形成

- ア 認定社会福祉士 7,000 人に向けて、新規登録者や更新者の増大に向けた取り組みを推進する。
- イ 地域共生社会の実現に資するためのスーパーバイザー養成研修やスーパーバイ ザーフォローアップ等のための研修を行う。
- ウ 社会福祉士学会での発表や研究誌への論文投稿を促し、社会福祉士の実践研究 力の向上を図る。

(4) 令和6年能登半島地震に対する支援

3 事業

事業方針に基づき、各委員会等は次の事業を行う。

<管理局>

■総務部

○組織委員会

- 1 公益社団法人、連合体組織の運営に関する課題について理事会から諮問された事項の検討
- 2 入会促進キャンペーンの検証
- 3 事務局代表者会議の企画・開催(オンライン)
- 4 正会員の事務局職員に向けた研修の企画・開催(オンライン)及び事務局 職員が相談できる機会の検討

○危機管理室

- 1 本会 BCP の策定、ブラッシュアップ
- 2 災害支援活動等に関する課題検討
- 3 都道府県社会福祉士会災害担当者による全国会議の開催(オンライン)
- 4 災害福祉支援ネットワーク中央センターとの連携
- 5 ブロック単位での災害連携会議等への担当理事の参加
- ○プロモーション委員会
 - 1 ブランディング戦略の検討
 - 2 社会福祉士に関する PR チラシの作成
 - 3 ホームページの見直し検討

■独立した委員会

- ○綱紀委員会
 - 1 苦情申立の受付・調査・審査
 - 2 理事会への審査結果報告と処分案の提案
- ○学会運営委員会
 - 1 全国大会・社会福祉士学会において生涯研修制度共通研修課程における 6 領域を基礎として構成する学会分科会の開催及びポスター発表の実施
 - 2 全国大会プレ企画「事例研究ワークショップ」の開催
 - 3 研究誌『社会福祉士』の企画・編集・発行
 - 4 投稿論文及び学会発表の応募方法の検討
- ○選挙管理委員会
 - 1 「役員選出規則」及び「役員選出規則細則」に基づき、新理事の選出に係 る事務
- ○倫理委員会
 - 1 本会が実施する調査研究事業(委託事業等)のうち、必要な事業について 倫理審査を実施

■企画室

- 1 政策提言に係る情報収集
- 2 制度・予算についての国への定例要望
- 3 中期計画に関すること

4 マスコミ等への情報提供・対応

<ソーシャルワーク推進局>

- ■権利擁護推進部(権利擁護センターぱあとなあ)
 - ○権利擁護推進部合同委員会
 - 1 都道府県ぱあとなあ連絡協議会の開催(集合・オンライン各1回)
 - ○後見委員会
 - 1 成年後見(利用促進含む)、未成年後見に関する政策動向への対応、関係団体との連携
 - (1)最高裁判所と三士会(本会、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会、成年後見センター・リーガルサポート)協議への対応
 - (2) 関係団体との連携協議への対応
 - 2 都道府県社会福祉士会の成年後見、未成年後見事業の支援
 - (1) 成年後見人材育成研修(委託研修)の開催
 - (2) 成年後見・未成年後見に関する社会福祉士賠償責任保険への対応 (保険事故報告会の定期開催)
 - (3) ぱあとなあ名簿登録及び活動報告システムに関する対応
 - (4) ぱあとなあ概況調査の実施
 - (5) 都道府県社会福祉士会が実施する成年後見、未成年後見事業の支援 (規程類整備、概況調査による実態把握、情報提供等)
 - 3 中核機関の体制に関する調査研究
 - 4 都道府県体制整備支援プロジェクトチーム
 - (1) 都道府県社会福祉士会における体制整備や自治体支援に向けた勉強会の開催
 - (2) 関係機関、行政、中核機関等を対象としたセミナーの開催
 - (3) 都道府県や中核機関の要請を受け、成年後見人等としての役割を担うことができる人材の育成に向け、国の政策動向に係る説明会の開催
 - (4) 都道府県社会福祉士会における成年後見人等の人材育成を支援する ための検討
 - ○権利擁護推進あり方検討委員会
 - 1 虐待防止を中心とした権利擁護関連施策の動向を的確に把握し、本会及び 都道府県社会福祉士会の果たす役割を明確にするための情報収集、分析、 発信
 - 2 都道府県社会福祉士会の活動実態を把握し、虐待対応に係る課題の検討を 経年的に行い、把握したエビデンスを基にした調査研究・政策提言・研修 プログラム検討
 - (1)本会の虐待対応関連研修の管理と開催における都道府県社会福祉士 会への支援
 - (2)「高齢者虐待対応現任者標準研修」プログラムの一部見直し及び、説明会、講師養成研修の開催(集合研修)
 - (3)「虐待対応専門職チーム」の実態把握と支援
 - (4) 虐待対応専門研修 (アドバイザーコース) のプログラム、教材の見 直しと研修会の開催 (集合・オンライン)

(5) 関連団体(日本弁護士連合会、高齢者虐待防止学会、障害者虐待防止学会等)との連携

■地域生活支援部

○地域包括ケア推進委員会

地域共生社会の実現に向け、特に高齢者や障害者を対象とした分野において実践する社会福祉士の支援等を行うため次の事業を実施

- 1 地域包括ケア全国実践研究集会(集合研修)
- 2 ソーシャルワーク実践の見える化に向けた体制整備の検討
- 3 市町村における包括的な相談支援のあり方の検討(地域包括支援センター・基幹相談支援センター等の連携、重層的相談支援体制の構築)
- 4 包括的な相談支援体制構築における社会福祉士の配置拡大に向けた検討
- 5 「ケアマネジメント実践記録様式」の見直し
- 6 障がい当事者に対する権利擁護等に関する検討
- 7 介護報酬化に向けた社会福祉士の効果検証及び調査研究プロジェクト
 - (1)介護保険施設における社会福祉士の活用状況と有効性に関する調査
 - (2) 令和5年度老健事業に関する報告会

○子ども家庭支援委員会

子どもの権利擁護を推し進めるための地域を基盤としたソーシャルワーク 展開の検討を行うとともに、地域の実情に応じた人材育成の検討を行うため次 の事業を実施

- 1 児童家庭支援ソーシャルワーク研修の開催(認証研修、集合研修)
- 2 スクールソーシャルワーク全国実践研究集会の開催(オンライン)
- 3 スクールソーシャルワーク実践アドバイザー研究交流集会の開催(オンライン)
- 4 児童虐待の防止等への対応を検討
- 5 地域を基盤とした子どもの権利擁護を推し進めるための人材育成のあり 方の検討
- 6 国・関連団体の会議への参画
- 7 関連団体との連携による政策提言活動

■ソーシャルインクルージョン部

○生活困窮者支援委員会

貧困問題の解決に向け、生活困窮状態にある人々の生存権保障の実現と権利 擁護に関する次の事業を実施

- 1 生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会の開催(オンライン)
- 2 国等の施策動向への政策提言
- 3 自殺総合対策に関する e-ラーニングコンテンツの作成
- 4 多文化ソーシャルワークプロジェクト

2023 年度に実施した外国人支援を行っている機関の実態調査の結果(量的調査)を基に、質的調査を行い、支援状況、課題等を分析し、外国人支援の人材養成事業における課題解決につなげる。

(1) 在留資格を有さない外国人支援に関する調査

- (2) 外国人支援における福祉専門職の人材養成の検討
- ○リーガル・ソーシャルワーク研究委員会

司法分野における社会福祉士の職域拡大と実践する社会福祉士がソーシャルワーク機能を発揮できるよう支援することを目的に次の事業を実施

- 1 司法福祉全国研究集会の企画・開催(オンライン)
- 2 司法分野に就労する社会福祉士への支援
- 3 司法分野における社会福祉士の職域拡大
- 4 司法福祉に関する課題の検討
- 5 日本弁護士連合会、日本精神保健福祉士協会等、関係機関との連携
- 6 都道府県社会福祉士会の司法福祉担当者等を対象としたオンライン会議 の開催

■独立型社会福祉士支援部

- ○独立型社会福祉士委員会
 - 1 独立型社会福祉士の資質の向上を図り、独立型社会福祉士やその活動を広く社会に周知
 - 2 独立型社会福祉士に関する活動基盤の強化と支援体制の整備、都道府県社会福祉士会との連携及び独立型社会福祉士相互の連携を図るため次の事業を実施
 - (1)独立型社会福祉士名簿登録制度の運営、見直しの検討
 - (2)独立型社会福祉士名簿更新に必要な「独立型社会福祉士に関する 研修等」のe-ラーニング作成
 - (3) 独立型社会福祉士研修の企画及び開催 (オンライン)
 - (4) 独立型社会福祉士全国実践研究集会の企画及び開催(オンライン)
 - (5)独立型社会福祉士のリスクマネジメントの検討(社会福祉士賠償責任保険[Bプラン]等)
 - (6)独立型社会福祉士へのサポート体制の検討(都道府県社会福祉士会の体制整備、実習の受け入れ等)
 - (7) 独立型社会福祉士に関する状況調査(都道府県社会福祉士会対象)

■生涯研修部(生涯研修センター)

- ○生涯研修センター
 - 1 生涯研修制度のあり方の検討
 - 2 全国生涯研修委員会議プログラムの検討
 - 3 研修に関する都道府県社会福祉士会との意見交換
 - 4 その他、e-ラーニング、生涯研修に係る重要事項の協議
 - 5 生涯研修制度管理システムの改修
- ○生涯研修センター企画・運営委員会
 - 1 生涯研修制度における研修プログラムの開発及び研修の開催
 - (1) スーパーバイザー養成研修の開催(集合研修)
 - (2) スーパーバイザーフォローアップ研修の開催(集合研修)
 - (3) スーパーバイザースキルアップ研修の開催(集合研修)
 - (4) 倫理綱領・行動規範講師養成研修の開催 (オンライン)

- (5) 保健医療専門研修の検討
- (6) 地域共生社会の実現に向けたソーシャルワーク実践力養成研修の講師養成研修の開催(オンライン)
- (7) e-ラーニングの検討
- 2 認定社会福祉士制度との関係調整
 - (1) 研修認証申請に関する調整
 - (2) スーパーバイザー登録説明会の受託(1回)
- 3 都道府県社会福祉士会へ移管した研修のフォローアップ
- 4 研修関係の規程類の管理
- 5 生涯研修制度の説明・広報・モデルプラン等の作成
- 6 都道府県社会福祉士会実習指導担当者会議の開催(オンライン)
- 7 基礎研修プログラム検討プロジェクトチーム
 - (1) 基礎研修プログラム見直し
 - (2)(1)の見直し内容の教材への反映(基礎研修テキストワークブック、基礎研修運営マニュアル等の改訂)
 - (3) 新プログラムの都道府県社会福祉士会への周知
 - (4) 基礎研修講師養成研修の開催(オンライン)
- ○認定社会福祉士登録推進委員会

認定社会福祉士制度の広報、啓発及び同制度における認定社会福祉士の登録 に関する次の事業を実施

- 1 認定社会福祉士制度の広報活動(制度説明、研修情報等の提供)
- 2 認定社会福祉士の新規登録及び更新登録の推進
- 3 認定社会福祉士登録に係る事務
- 4 認定社会福祉士登録者の情報管理
- 5 認定社会福祉士の公表(本会ホームページへの掲載)
- 6 認定社会福祉士認定研修の開催(オンライン)
- 7 理論・アプローチ等に関する e-ラーニングの制作
- 8 認定社会福祉士の外部評価を高める方法の検討

<事務局>

- ○管理局関係
 - 1 日本社会福祉士会ニュースの発行(年4回)
 - 2 日本社会福祉士会ホームページに係る事務
 - 3 社会福祉士全国統一模擬試験事業支援
 - 4 全国大会(栃木大会)運営支援
 - 5 都道府県社会福祉士会会員管理、会費徴収委託事務及び業務支援
 - 6 社会福祉士賠償責任保険 A プラン運用に係る事務
 - 7 国際ソーシャルワーカー連盟(IFSW)対応
 - 8 日本ソーシャルワーカー連盟(JFSW)対応
 - 9 ソーシャルケアサービス研究協議会対応
- ○ソーシャルワーク推進局関係
 - 1 権利擁護推進部に関する事項
 - (1) 社会福祉士賠償責任保険 C プラン及び E プラン運用に係る事務
 - (2) ぱあとなあ受任状況全国集計・公表事務

- (3) ぱあとなあ名簿登録料徴収等委託事務
- (4) 成年後見事業被害者救済金・見舞金制度に関する事務
- 2 独立型社会福祉士支援部に関する事項
 - (1) 独立型社会福祉士名簿登録制度の運営
 - (2) 社会福祉士賠償責任保険Bプラン及びDプラン運用に係る事務

○生涯研修局関係

- 1 生涯研修センターホームページ運用
- 2 生涯研修制度管理システム運営・管理
- 3 e-ラーニングシステムの運営・管理
- 4 研修受講受付・修了証発行
- 5 生涯研修手帳の発行
- 6 スーパーバイザー登録申請受付事務
- 7 認定社会福祉士登録管理システムの運用・管理
- ○認定社会福祉士認証·認定機構関係
 - ※認定機構から委託を受けて次の事業の事務局を担う
 - 1 機構総会、理事会及び委員会の開催
 - 2 研修認証の審査及び認証
 - 3 認定社会福祉士認定の審査及び認定
 - 4 スーパーバイザー登録の審査及び登録
 - 5 スーパービジョン実施に係る事項
 - 6 認定社会福祉士認定研修の課題整理と対応
 - 7 認定社会福祉士更新研修の開催(オンライン)
 - 8 認定社会福祉士認証・認定機構ホームページの管理
 - 9 認定社会福祉士制度管理システム運営・管理

2024 年度事業計画 委員会・プロジェクトチーム

局	沿	委員	員会・プロジェクト	プロジェクト期間等				
管	総務部	組織委員会						
理		危機管理室						
		プロモーション委員会	ロモーション委員会					
局	(独立委員会)	綱紀委員会	委員会					
	(独立委員会)	学会運営委員会	会運営委員会					
	(独立委員会)	選挙管理委員会	管理委員会					
	(独立委員会)	倫理委員会	計理委員会					
	企画室	企画室		業務執行理事が 担当				
ソ	権利擁護	権利擁護推進部合同委員	員会					
ーシ	推進部		本委員会					
ヤ		後見委員会	都道府県体制整備支援 PT	継続 22~24 年度				
ルワ			中核機関体制調査 PT	新規 24年度				
]		権利擁護推進あり方検討	村 本委員会					
推		委員会	虐待対応標準研修等改訂 PT	継続 23~24 年度				
ク推進局	地域生活	地域包括ケア推進委員会	会 本委員会					
,,,,	支援部		ケアマネジメント実践記録様式	継続 23~24 年度				
			見直し作業委員会					
			介護報酬化に向けた社会福祉士	継続 22~24 年度				
			の効果検証及び調査研究 PT	MEMI 22 - 24 平浸				
		子ども家庭支援委員会						
	ソーシャルイ	生活困窮者支援委員会	本委員会					
	ングルーショ		多文化ソーシャルワーク PT	継続 22~24年度				
	ン部	リーガル・ソーシャル!	ワーク研究委員会					
	独立型社会福 祉士支援部	独立型社会福祉士委員会						
生	生涯研修部	生涯研修センター 本	委員会					
生涯研修局	(生涯研修セ	企画・運営委員会 基	- 礎研修プログラム検討 PT	継続 22~24 年度				
修局	ンター)	認定社会福祉士登録推定	進委員会					

公益社団法人 日本社会福祉士会 2023年度臨時総会(第2回)

第 2 号報告 2 0 2 4 年度収支予算

JACSW

2024年度 収支予算書 2024年4月1日から2025年3月31日まで

科目	当年度	前年度	増減
Ⅰ 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1)経常収益			
基本財産運用益	1,000	1,000	0
基本財産受取利息	1,000	1,000	0
特定資産運用益	2,000	5,000	△ 3,000
特定資産受取利息	2,000	5,000	△ 3,000
受取会費	233,204,000	227,250,000	5,954,000
正会員受取会費	232,364,000	226,410,000	5,954,000
賛助会員受取会費	840,000	840,000	0
事業収益	38,751,000	40,102,000	Δ 1,351,000
研修収入	17,699,000	18,822,000	△ 1,123,000
修了証等発行収入	140,000	140,000	0
出版物販売等収入	2,030,000	2,832,000	△ 802,000
印税収入	1,600,000	2,050,000	△ 450,000
後見登録料徴収代行手数料	373,000	397,000	△ 24,000
名簿登録料収入	800,000	900,000	△ 100,000
認定登録料収入			
	2,350,000	2,420,000	△ 70,000
会費管理手数料収入	4,142,000	3,819,000	323,000
業務受託収入	9,617,000	8,722,000	895,000
受取負担金	21,819,000	20,980,000	839,000
受取負担金	21,819,000	20,980,000	839,000
受取補助金等	0	3,000,000	△ 3,000,000
受取民間助成金	0	3,000,000	△ 3,000,000
受取寄附金	100,000	100,000	0
受取寄附金	100,000	100,000	0
雑収益	14,970,000	14,356,000	614,000
受取利息	1,000	1,000	0
広告料収入	343,000	288,000	55,000
資料販売収入	13,981,000	13,562,000	419,000
雑収益	645,000	505,000	140,000
経常収益計	308,847,000	305,794,000	3,053,000
(2)経常費用			
事業費	293,167,518	292,182,620	984,898
給料手当	88,116,300	89,052,900	△ 936,600
臨時雇賃金	1,512,000	1,587,750	△ 75,750
法定福利費	15,467,200	15,117,600	349,600
福利厚生費	2,161,200	2,120,400	40,800
通勤費	3,076,900	2,981,700	95,200
修繕費	85,000	86,000	Δ 1,000
光熱水料費	1,346,400	1,362,240	△ 15,840
賃借料	12,726,200	11,885,200	841,000
リース料	754,950	499,660	255,290
会員管理費	2,002,000	2,486,000	△ 484,000
租税公課	3,384,388	3,119,000	265,388
減価償却費	5,535,580	8,398,190	△ 2,862,610
支払寄附金	500,000	0	500,000
システム管理費	16,187,500	14,883,400	1,304,100
大会費	2,500,000	2,500,000	0
業務委託費	19,043,000	24,685,000	△ 5,642,000

2024年度 収支予算書 2024年4月1日から2025年3月31日まで

科目	当年度	前年度	増減
旅費交通費	18,005,000	14,831,000	3,174,000
諸謝金	8,581,000	8,335,000	246,000
会場費	4,084,000	2,913,000	1,171,000
通信運搬費	26,248,950	25,099,000	1,149,950
事務消耗品費	2,178,400	2,730,240	△ 551,840
印刷製本費	34,977,000	34,190,200	786,800
諸会費	4,948,000	4,270,000	678,000
保険料	7,322,250	6,355,060	967,190
支払助成金	10,000,000	10,000,000	0
雑費	2,424,300	2,694,080	△ 269,780
管理費	49,504,482	51,512,380	△ 2,007,898
役員報酬	200,000	200,000	0
給料手当	18,102,700	17,036,100	1,066,600
臨時雇賃金	504,000	529,250	△ 25,250
法定福利費	3,345,800	2,892,400	453,400
福利厚生費	1,108,800	1,085,600	23,200
通勤費	634,100	606,300	27,800
渉外費	156,000	106,000	50,000
修繕費	15,000	14,000	1,000
光熱水料費	237,600	221,760	15,840
賃借料	2,245,800	1,934,800	311,000
リース料	118,050	67,340	50,710
租税公課	31,612	50,000	△ 18,388
減価償却費	840,420	677,810	162,610
諸報酬	3,196,000	3,213,000	△ 17,000
システム管理費	526,500	505,600	20,900
業務委託費	2,640,000	1,320,000	1,320,000
旅費交通費	8,937,000	4,923,000	4,014,000
諸謝金	156,000	78,000	78,000
会場費	1,407,000	4,798,000	△ 3,391,000
通信運搬費	1,017,050	1,036,000	△ 18,950
事務消耗品費	282,600	319,760	△ 37,160
印刷製本費	1,071,000	1,583,800	△ 512,800
諸会費	978,000	6,728,000	△ 5,750,000
保険料	264,750	215,940	48,810
新聞図書費	572,000	547,000	25,000
支払利息	45,000	195,000	△ 150,000
雑費	871,700	627,920	243,780
経常費用計	342,672,000	343,695,000	△ 1,023,000
当期経常増減額	△ 33,825,000	△ 37,901,000	4,076,000
税引前当期一般正味財産増減額	△ 33,825,000	△ 37,901,000	4,076,000
法人税等	70,000	70,000	0
税引後当期一般正味財産増減額	△ 33,895,000	△ 37,971,000	4,076,000

2024年度 収支予算書内訳表

2024年4月1日から2025年3月31日まで

科目	公	益目的事業会計		収益事業等会計			N+ 1 A=1	∆≡⊥
科目	公1	共通	小計	収1	他 1	小計	法人会計	合計
Ⅰ 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1)経常収益								
基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	1,000	1,000
基本財産受取利息			0			0	1,000	1,00
特定資産運用益	1,000	0	1,000	0	0	0	1,000	2,00
特定資産受取利息	1,000		1,000		0	0	1,000	2,00
受取会費	0	116,602,000	116,602,000	0	0	0	116,602,000	233,204,000
正会員受取会費		116,182,000	116,182,000			0	116,182,000	232,364,000
賛助会員受取会費		420,000	420,000			0	420,000	840,000
事業収益	14,728,000	0	14,728,000	3,630,000	20,393,000	24,023,000	0	38,751,000
研修収入	14,598,000		14,598,000		3,101,000	3,101,000		17,699,000
修了証等発行収入	130,000		130,000		10,000	10,000		140,000
出版物販売等収入			0	2,030,000		2,030,000		2,030,000
印税収入			0	1,600,000		1,600,000		1,600,000
後見登録料徴収代行手数料			0		373,000	373,000		373,00
名簿登録料収入			0		800,000	800,000		800,00
認定登録料収入			0		2,350,000	2,350,000		2,350,00
会費管理手数料収入			0		4,142,000	4,142,000		4,142,00
業務受託収入	0		0		9,617,000	9,617,000		9,617,00
受取負担金	15,659,000	0	15,659,000	0	6,160,000	6,160,000	0	21,819,00
受取負担金	15,659,000		15,659,000		6,160,000	6,160,000	0	21,819,00
受取寄附金	100,000	0	100,000	0	0	0	0	100,00
受取寄附金	100,000		100,000			0		100,00
雑収益	14,324,000	0	14,324,000	0	495,000	495,000	151,000	14,970,00
受取利息			0			0	1,000	1,00
広告料収入	343,000		343,000			0	0	343,00
資料販売収入	13,981,000		13,981,000		0	0		13,981,00
維収益	0		0	0	495,000	495,000	150,000	645,00
経常収益計	44,812,000	116,602,000	161,414,000	3,630,000	27,048,000	30,678,000	116,755,000	308,847,00

2024年度 収支予算書内訳表

2024年4月1日から2025年3月31日まで

N D	公	益目的事業会計		収益事業等会計			;+ 1 △ =1	△= I
科目	公1	共通	小計	収1	他1	小計	法人会計	合計
(2)経常費用								
事業費	219,243,462	0	219,243,462	1,259,178	72,664,878	73,924,056		293,167,518
給料手当	68,587,850		68,587,850	577,200	18,951,250	19,528,450		88,116,300
臨時雇賃金	1,411,200		1,411,200	0	100,800	100,800		1,512,000
法定福利費	12,155,170		12,155,170	104,220	3,207,810	3,312,030		15,467,200
福利厚生費	1,618,800		1,618,800	16,800	525,600	542,400		2,161,200
通勤費	2,369,800		2,369,800	24,800	682,300	707,100		3,076,900
修繕費	66,000		66,000	1,000	18,000	19,000		85,000
光熱水料費	1,045,440		1,045,440	15,840	285,120	300,960		1,346,400
賃借料	9,881,520		9,881,520	149,720	2,694,960	2,844,680		12,726,200
リース料	519,420		519,420	7,870	227,660	235,530		754,950
会員管理費	0		0	0	2,002,000	2,002,000		2,002,000
租税公課	2,072,742		2,072,742	192,748	1,118,898	1,311,646		3,384,388
減価償却費	4,547,480		4,547,480	36,540	951,560	988,100		5,535,580
支払寄附金	500,000		500,000	0	0	0		500,000
システム管理費	13,631,400		13,631,400	20,900	2,535,200	2,556,100		16,187,500
大会費	2,500,000		2,500,000	0	0	0		2,500,000
業務委託費	9,471,000		9,471,000	0	9,572,000	9,572,000		19,043,000
旅費交通費	15,763,000		15,763,000	0	2,242,000	2,242,000		18,005,000
諸謝金	7,295,000		7,295,000	0	1,286,000	1,286,000		8,581,000
会場費	3,567,000		3,567,000	0	517,000	517,000		4,084,000
通信運搬費	21,583,020		21,583,020	52,470	4,613,460	4,665,930		26,248,950
事務消耗品費	1,605,440		1,605,440	18,840	554,120	572,960		2,178,400
印刷製本費	31,779,200		31,779,200	26,200	3,171,600	3,197,800		34,977,000
諸会費	4,948,000		4,948,000	0	0	0		4,948,000
保険料	1,016,900		1,016,900	7,650	6,297,700	6,305,350		7,322,250
支払助成金	0		0	0	10,000,000	10,000,000		10,000,000
 雑費	1,308,080		1,308,080	6,380	1,109,840	1,116,220		2,424,300

2024年度 収支予算書内訳表

2024年4月1日から2025年3月31日まで

(単位:円)

科目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	스타
科 目	公1	共通	小計	収1	他1	小計	法人 宏訂	合計
管理費		<u> </u>	<u>'</u>	<u>'</u>			49,504,482	49,504,482
役員報酬							200,000	200,00
給料手当							18,102,700	18,102,70
臨時雇賃金							504,000	504,00
法定福利費							3,345,800	3,345,80
福利厚生費							1,108,800	1,108,80
通勤費							634,100	634,10
渉外費							156,000	156,00
修繕費							15,000	15,00
光熱水料費							237,600	237,60
賃借料							2,245,800	2,245,80
リース料							118,050	118,05
租税公課							31,612	31,61
減価償却費							840,420	840,42
諸報酬							3,196,000	3,196,00
システム管理費							526,500	526,50
業務委託費							2,640,000	2,640,00
旅費交通費							8,937,000	8,937,00
諸謝金							156,000	156,00
会場費							1,407,000	1,407,00
通信運搬費							1,017,050	1,017,05
事務消耗品費							282,600	282,60
印刷製本費							1,071,000	1,071,00
諸会費							978,000	978,00
保険料							264,750	264,75
新聞図書費							572,000	572,00
支払利息							45,000	45,00
雑費							871,700	871,70
経常費用計	219,243,462	0	219,243,462	1,259,178	72,664,878	73,924,056	49,504,482	342,672,00
当期経常増減額	△ 174,431,462	116,602,000	△ 57,829,462	2,370,822	△ 45,616,878	△ 43,246,056	67,250,518	△ 33,825,00
他会計振替前 当期一般正味財産増減額	△ 174,431,462	116,602,000	△ 57,829,462	2,370,822	△ 45,616,878	△ 43,246,056	67,250,518	△ 33,825,00
他会計振替額		1,079,098	1,079,098	△ 1,079,098		△ 1,079,098		-
税引前当期一般正味財産増減額	△ 174,431,462	117,681,098	△ 56,750,364	1,291,724	△ 45,616,878	△ 44,325,154	67,250,518	△ 33,825,00
法人税等			0			0	70,000	70,00
税引後当期一般正味財産増減額	△ 174,431,462	117,681,098	△ 56,750,364	1,291,724	△ 45,616,878	△ 44,325,154	67,180,518	△ 33,895,00

財務三基準(予測) 収支相償:△47,750,364円 公益目的事業比率:210,243,462円/333,672,000円=63.01% 遊休財産の保有制限:210,243,462円以下

事業	自	令和6年4月1日	法人コード	A022370
年度	至	令和7年3月31日	法人名	公益社団法人日本社会福祉 士会

資金調達及び設備投資の見込みについて

(1)資金調達の見込みについて

当期中における借入れの予定の有無を記載し、借入れ予定がある場合は、その借入先等を記載してください。

借入れの予定なし					
事 区分	·業 番号	借入	先	金額	使途
				Ħ	
				Ħ	

(2)設備投資の見込みについて

当期中における重要な設備投資(除却又は売却を含む。)の予定の有無を記載し、設備投資の予定がある場合には、その内容等を記載してください。

	設備	指投資の予定	なし						
事業		設備投資	の内容	支出又は収入の	資金調達方法				
区分	番号	以佣以其切的各		予定額	又は取得資金の使途				
				円					
				Ħ					

公益社団法人 日本社会福祉士会 2023年度臨時総会(第2回)

第3号報告 令和6年能登半島地震について

JACSW

公益社団法人 日本社会福祉士会 2023年度臨時総会(第2回)

第1号事務連絡 規程類改正

JACSW

制定・改正した規程類(2023年6月から2024年2月まで)

- ■第3回理事会(6月17日)において次の規程類を改正しました。
 - 1. 権利擁護センターぱあとなあに関する規程の一部改正
 - 2. 都道府県社会福祉士会が行う法人後見の運営に関する細則の一部改正

改正の理由は以下のとおりです。

- ・改正前の規程では、事業内容の報告は、法人後見開始報告書提出時の1回のみ。その後、事業 内容に変更があっても、適切に把握できないため。
- ・特に、未成年後見に関する事業に変更があった場合、適切な社会福祉士賠償責任保険の加入等 の手続きができないため。
- ・改正前の法人後見等活動報告書では、法人後見の各種別について、実施体制がないために0件 と報告されるのか、実施体制があるが0件なのか、判断がつかないため。
- ・規程、細則の新旧対照表(抜粋)、改正後の全文及び細則に付属する「様式1」「様式2」の新旧は、「事務局月報 NO. 349(2023 年 7 月号)『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■第4回理事会(7月15日)において次の要綱を改正しました。

1. 成年後見事業被害者救済金及び見舞金制度積立預金支払手順要綱の一部改正

改正の理由は以下のとおりです。

- ・「社会福祉士賠償責任保険制度運用規程」では、第3条(「救済金」の適用要件)及び第5条(「見舞金」の適用要件)が定められているが、「被後見人等が死亡した後でも、後見人に被害者救済金、見舞金の請求権があるか否か」については、明確に定められていない。
- ・被災者救済金は、本要綱第3条第2号において「成年被後見人等に被害が生じたことによって 生活が困窮していること」を適用要件としていることから明らかなように、被害に遭われた成 年被後見人等が被害者救済金支給時において生存していることを前提として、その最低限の生 活保障の趣旨により支給するものである。
- ・見舞金についても、上記と同様に、本要綱第5条第2号において「甲の不適切な行為によって 乙に被害が生じていること」、同第4号において「甲が何らかの事情で乙の被害をすみやかに 補償できないこと」を適用要件としていることから明らかなように、被害に遭われた成年被後 見人等が被害者見舞金支給時において生存していることを前提として、100千円の範囲で被害 者救済金に先立ち迅速に生活保障をする趣旨により支給するものである。
- ・見舞金の場合には、一律的に 100 千円を支払う制度となっているが、被害金額が少額であった場合にも 100 千円を支払うのは合理的ではない。
- ・以上のことから、被害者救済金及び見舞金の適用要件について、「被後見人等が支給の時点において生存していること」を明確にするとともに、「被害金額が100千円に満たない場合は、その被害金額を勘案して100千円を上限として支払金額を定める」ことができるようにする。

・要綱の新旧対照表(抜粋)及び改正後の全文は、「事務局月報 NO.350(2023 年 8 月号)『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■第5回理事会(8月19日)において次の規程を改正しました。

1. 生涯研修制度施行規程の一部改正

生涯研修が生涯にわたって研鑽を続ける仕組みの支援であることから、認定社会福祉士を取得した者も研鑽し更新をしていくことを前提にみなしを導入しました。そこで、専門課程を修了したとみなし、専門課程修了証明書の発行ができるのは、認定社会福祉士登録の有効期間内の者に限定することを第13条(課程修了認定証明書の発行)で明確にしました。改正の理由等は以下のとおりです。

- ・「都道府県社会福祉士会に所属する社会福祉士が、認定社会福祉士名簿に登録したときは、専門 課程を修了したとみなす。」(生涯研修制度基本規程第11条第5項)としています。
- ・これについては、認定社会福祉士名簿登録者(認定社会福祉士であると名乗れる者)を想定していましたが、5年間の有効期間が過ぎたが更新をしていない者(効力の停止期間にある者)も名簿登録をした実績があるということで、みなしの対象となるという解釈も成り立ち、専門課程修了証明書発行申請ができるとなります。

なお、登録有効期間が切れたとはいえ認定社会福祉士を取得した者が研鑽をした事実は間違いなく、今回の改正のポイントは「専門課程修了証明書」の発行の適否についてなので、生涯研修制度基本規程の「認定社会福祉士名簿に登録したときは」については、「認定社会福祉士名簿の登録有効期間にある者は」とはせずに、現行どおりの文言としています。

・規程の新旧対照表(抜粋)、改正後全文及び参考として生涯研修制度基本規程(抜粋)は、「事務局月報 NO. 351 (2023 年 9 月号)『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■第6回理事会(9月2日)において次の細則を改正しました。

1. 謝金・日当・旅費等の支払細則の一部改正

宿泊費の上限額を引き上げる改正をしました。改正の理由等は以下のとおりです。

- ・宿泊を伴う会務に関して、都内の宿泊については規定の 8,000 円で手配することが困難な状況 にあります。
- ・第5条の宿泊費について、東京都内と東京都外の2区分とし、東京都内については15,000円 を上限としました。東京都外は10,000円を上限としました。
- ・外部委員と内部委員、外部講師と内部講師、自己手配かどうかで差を設けることに合理的な理由はないので、東京都内と東京都外の2区分以外の区分はなくしました。
- ・旅費については第4条で定めていますが、第5条の規定中にも旅費に関する事項が含まれ、わかりにくいため整理しました。
- ・細則の新旧対照表(抜粋)、改正後全文は「事務局月報 NO. 351 (2023 年 9 月号)『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■第7回理事会(10月21日)において次の規程類の制定及び廃止をしました。

- 1. 「個人情報取扱規程」、「個人番号及び特定個人情報取扱規程」の制定
- 2. 「特定個人情報取扱規程」、「個人情報保護ガイドライン」の廃止

これまでの「特定個人情報取扱規程」及び「個人情報保護ガイドライン」は、「個人情報の保護に関する法律」「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」等に定められた内容に対応していないため、これらの法律等に対応した新たな「個人情報取扱規程」、「個人番号及び特定個人情報取扱規程」を制定し、「特定個人情報取扱規程」、「個人情報保護ガイドライン」を廃止しました。

新しい規程のポイントは、物理的安全措置(個人情報取扱規程 第 27~30 条)、漏えい等の報告等 (個人番号及び特定個人情報取扱規程 第 36 条)等です。

・制定した規程の全文は、「事務局月報 NO. 353 (2023 年 11 月号) 『規程類 新設・改正 関連情報』」を ご覧ください。

■第9回理事会(12月16日)において次の規程類の制定及び改正をしました。

1. ハラスメント防止規程の制定

職場におけるハラスメントは、本会職員の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない 行為であるとともに、職員の能力の有効な発揮を妨げ、また、本会にとっても職場秩序や業務の遂行 を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

より良い職場環境の実現のため「ハラスメント防止規程」を制定しました。

2. 事務局職員の育児休業・介護休業に関する細則の一部改正

「育児休業・介護休業に関する細則」に定める育児休業等に関するハラスメントの対応を「ハラスメント防止規程」に基づいた対応に一本化する改正をしました。

・制定した規程の全文及び改正した細則の新旧対照表(抜粋)は、「事務局月報 NO. 355 (2024 年 1 月号) 『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

■第10回理事会(1月20日)において次の規程の改正をしました。

1. 独立型社会福祉士に関する規程の一部改正

独立型社会福祉士名簿の登録、更新、再登録・変更等の際に提出する様式第1号「独立型社会福祉 士名簿登録申請書」と独立型社会福祉士名簿登録者の義務である毎年の事業報告の際に提出する様式 第3号「事業報告書」は、押印箇所があるため、郵送での提出としていました。

独立型社会福祉名簿登録者の負担軽減と提出された様式の事務管理のため、各様式の押印箇所を削除する改正をしました。

なお、規程本文の改正はありません。

・様式1及び様式3の新旧は、「事務局月報 NO.356 (2024年2月号) 『規程類 新設・改正 関連情報』」

をご覧ください。

■第11回理事会(2月3日)において次の要綱の改正をしました。

1. 基礎研修要綱の一部改正

基礎研修は、「集合研修方式」と「e-ラーニング一部導入」と、2つの形式で研修認証を受けています。それぞれ別の方式として異なる認証番号での認証であり、認定社会福祉士制度の中では別研修として扱われています。そのため、「集合研修方式」ではe-ラーニング講座を活用できません。

「eーラーニングー部導入」が認証を受けてからこれまでの間は、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中でコロナ禍対応として「集合研修方式」におけるオンラインの活用が認められ、その一環としてeーラーニング講座の活用が認められているという状況であり、「eーラーニング一部導入」の運用は開始できませんでした。

この度、認定社会福祉士認証・認定機構は、2024年度よりコロナ禍対応ではなく恒常的な仕組みとしてオンラインの活用を認めることとし、オンデマンド配信についても活用が認められることとなりました。

これらを踏まえ、今後も「e-ラーニング一部導入」の運用は開始せず、「集合研修方式」のみの 運用とすることとしました。

また、オンラインの活用を認めるにあたって、新たな基準が示されましたので、基準に合うように 改正しました。

・改正した要綱の新旧対照表(抜粋)及び全文は、「事務局月報 NO. 357 (2024 年 3 月号) 『規程類 新設・改正 関連情報』」をご覧ください。

資 料

JACSW

2024年度 公益社団法人日本社会福祉士会 行事予定表 (変更となる可能性があります)

月	日	企 画 名	会場	都道府 県社会 福祉士 会からの 派遣	都道府県 社会福祉 士会推薦 のある研 修・会議等	規模等
4		2024年度高齢者虐待対応現任者標準研修説明会・講師予定者研修 第1回業務執行理事打合せ 第1回理事会	KFC Hall & Rooms 事務局		0	47都道府県社会福祉士会
5	18	第1回全国生涯研修委員会議 第2回業務執行理事打合せ 第2回理事会 生活困窮者支援ソーシャルワーク全国研究集会	オンライン オンライン オンライン	0		47都道府県社会福祉士会
6	22	第36回通常総会 第3回理事会 第3回業務執行理事打合せ 第32回日本社会福祉士会全国大会・社会福祉士学会(栃木大会)	東京都内 ライトキューブ宇都宮 ライトキューブ宇都宮			
7	20	第4回業務執行理事打合せ 第4回理事会	オンライン			
8	24	第5回業務執行理事打合せ 第5回理事会	事務局			
9	8 14-15	都道府県社会福祉士会会長会議 第6回理事会 都道府県社会福祉士会会長会議 スーパーバイザー養成研修 第2回全国生涯研修委員会議	東京都内 東京都内 東京都内 東京都内	0	0	50名 ^{47都道府県社会福祉士会}
10	19	第6回業務執行理事打合せ 第7回理事会	オンライン			
11	16	第7回業務執行理事打合せ 第8回理事会	オンライン			
12	21	第8回業務執行理事打合せ 第9回理事会	オンライン			
1	18	第9回業務執行理事打合せ 第10回理事会	事務局			
2	8	第10回業務執行理事打合せ 第11回理事会	オンライン			
3	15	臨時総会 第12回理事会	東京都内			

○開催月が未定の本会行事予定

		R.C.O.不去门事了是					
月	日	企 画 名	会	場	都道府 県社会 福祉士 会からの 派遣	都道府県 社会福祉 士会推薦 のある議等	規模等
6 未未未未未未未未未未未未未未未	未未未未未未未未未未未未未未未未未未	正会員事務局職員向け研修 都道府県ぱあとなあ連絡協議会(第1回) 都道府県ぱあとなあ連絡協議会(第2回) 児童家庭支援ソーシャルワーク研修	オオオオ集オ集オオオオオ集集オオオオオオ集のシンンン合うとうシンン合合シンンン合うシンン合うシンン合う・ララララティインイン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		0000	0	15名 15名 240名 500名 180名 47都道府県社会福祉士会 47都道府県社会福祉士会 47都道府県社会福祉士会 47都道府県社会名福祉士会 140名 300名 50名 48名 47都道府県社会福祉士会



公益社団法人 日本社会福祉士会 事務局 〒160-0004

東京都新宿区四谷1-13カタオカビル2階

電 話 03-3355-6541

FAX 03-3355-6543

E-mail: info@jacsw.or.jp